

# 建設工事の入札における最低制限価格等の改定

## 1 概 要

ダンピング受注の防止や契約価格の適正化等を図るため、最低制限価格、調査基準価格及び調査最低基準価格を下記のとおり改定する。

## 2 現行及び改定

(1) 最低制限価格（契約予定金額1億円未満の工事）

	現 行	改 定
算定式	直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.8 + <u>一般管理費 × 0.3</u>	直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.8 + <u>一般管理費 × 0.55</u>

(2) 低入札価格調査制度（契約予定金額1億円以上の工事）

### 【調査基準価格】

	現 行	改 定
算定式	直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.8 + <u>一般管理費 × 0.3</u>	直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.8 + <u>一般管理費 × 0.55</u>

### 【調査最低制限価格】

	現 行	改 定
算定式	直接工事費 × 0.9 + 共通仮設費 × 0.7 + 現場管理費 × 0.8 + <u>一般管理費 × 0.3</u>	直接工事費 × 0.9 + 共通仮設費 × 0.7 + 現場管理費 × 0.8 + <u>一般管理費 × 0.55</u>

## 3 実施時期

平成29年4月1日以降の、入札公告・入札通知を行うものから適用する。